

三障第1018号
令和元年12月25日

三田市身体障害者福祉協議会 会長 八十川一三 様
三田聴覚障害者協会 会長 嘉田真典 様
三田手話サークル 礎 会長 [REDACTED] 様
三田手話サークルなごやか 会長 [REDACTED] 様
三田市登録手話通訳者一同 様

三田市長 森 哲 男



三田市意思疎通支援事業の拡充についての要望（回答）

師走の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、市制の推進に格別のご理解をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、令和元年9月6日付けで要望がありました標記のことについて、下記のとおり回答いたします。

記

1. 市の公費派遣事業の団体派遣の制限をなくしてください。

市が実施する意思疎通支援者派遣事業は、障害者総合支援法の地域生活支援事業に基づく三田市意思疎通支援者個人派遣事業と三田市障害者共生条例や障害者差別解消法に規定する合理的配慮の提供を実施するための三田市意思疎通支援者団体派遣事業の2事業を実施しています。

三田市障害者共生条例等で規定する合理的配慮の提供は、当事者団体においてもその実施は例外ではないと考えておりますが、その活動のたびに主催者において費用を負担することは一定以上の負担を強いることと認められ、活動の根幹となる組織の維持にも支障が生じることが想定されます。このため、団体の総会や役員会については、現要綱に定めるとおり意思疎通支援者の派遣に要する費用を市が負担することとしており、一方、学習会等を含むその他の事業については、三田市障害者共生条例等の基本原則にのっとり、主催する者が合理的配慮の提供を実施し、意思疎通支援者の配置等をすべきものと考えております。

なお、当事者団体等が市民を対象とした障害や障害者の理解啓発講座等を実施する場合において、意思疎通支援者の派遣に要する費用について、負担軽減を図るための制度を検討してまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

2. 聞こえる人からの利用が可能となるよう対象を拡げてください。

市では、聴覚障害者等とその他の者との意思疎通が円滑に行われることを目的に、市に登録された意思疎通支援者を派遣しています。

手話言語条例の制定以降、意思疎通支援者の配置について理解が広まったことにより、聴覚障害者からだけではなく、地域団体等からの意思疎通支援者の派遣申請が増加しております。しかしながら、派遣予定日時が重複するなど、限られた意思疎通支援者の中でコーディネートすることに苦慮しているのが実情です。

ご要望いただいた聞こえる市民への手話通訳者の派遣については、意思疎通の円滑化へと結びつくものでありますが、さらなる申請件数の増加が予想され、意思疎通支援者のコーディネートが現状よりもさらに難しくなる可能性があります。

そこで、まずは聴覚障害者への意思疎通支援者派遣を第一優先とし、意思疎通支援者の育成に努める一方、聞こえる市民への手話通訳者派遣については他市の状況などを考慮し、検討を進めてまいりたいと思います。

3. その他

個人派遣事業により派遣を受けることができる者は、三田市意思疎通支援者個人派遣事業実施要綱第4条第1項に、聴覚、音声又は言語の機能の障害による身体障害者手帳を交付されている者等（以下「聴覚障害者等」という。）と定めており、年齢による制限は設けておりません。

事前登録については、聴覚障害者等とその他の者とのコミュニケーションを的確に支援するために必要な情報と考えておりますが、聴覚障害者等への過度な負担とならないよう考えてまいります。

4. 運営委員会の設置について

円滑な意思疎通支援事業の実施のためには、聴覚障害者や意思疎通支援者のご意見は重要であると考えております。既存の協議会等の活用を含め、適切な方法を検討してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。